令和5年度税制改正要望項目一覧

令和4年12月 内閣府地方創生推進事務局

1. 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長 [拡充・延長]

⇒ 3年延長・拡充(事業区域面積要件の緩和)

【税 **目**】 (国 税)所得税、法人税、登録免許税

【要望内容】 国家戦略特別区域において、都市再生による国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、民間都市再生事業を定めた認定区 域計画に対する都市再生促進税制の課税の特例措置について、2年間延長する。また、地方都市における事業区域面積要件の 緩和を行う。

2. 国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長 〔延長〕 ⇒ 3年延長

【税 目】 (国 税) 所得税、法人税

(地方税) 個人住民税、法人住民税

【要望内容】 国家戦略特別区域法に基づく、認定区域計画に定められた特定事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所 得の課税の特例措置について、3年間延長する。

①国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長

要望内容

国家戦略特別区域において、都市再生による国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、民間都市再生事業を定めた認定区域計画に対する都市再生促進税制の課税の特例措置について、2年間延長する。また、地方都市における事業区域面積要件の緩和を行う。(拡充)

現 行 制 度

都市再生促進税制の課税の特例

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略民間都 市再生事業を定めた認定区域計画については、 都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業 計画の認定があったものとみなして、都市再生促 進税制の課税の特例が受けられる制度。

【要件】

・事業区域面積要件:1ha以上 など

税目	特定都市再生緊急整備地域	都市再生緊急整備地域
法人税 所得税	5年間割増償却:5割	5年間割増償却:2.5割
登録免許税	0.4% ⇒ 0.2%の軽減税率	0.4% ⇒ 0.35%の軽減税率
不動産取得税	課税標準1/2控除 ※1	課税標準1/5 ※1
固定資産税 都市計画税	課税標準を5年間 1/2に軽減 ※2	課税標準を5年間 3/5に軽減 ※2

※1:上記を参酌基準とし、1/10~3/10(2/5~3/5)の範囲内で都道府県条例で定める割合を控除 ※2:上記を参酌基準とし、1/2~7/10(2/5~3/5)の範囲内で市町村条例で定める割合に軽減

()内は特定都市再生緊急整備地域内の場合

要望の目的

都市再生緊急整備地域等における、優良な民間都市開発プロジェクト(認定民間都市再生事業)による大都市・地方都市のまちづくりを推進するとともに、国家戦略特別区域において認定民間都市再生事業を推進することで、大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成によって、世界で一番ビジネスのしやすい環境の創出が図られることを目指している。

要望結果

- 〇都市再生緊急整備地域(東京23区を除く)における事業区域面積要件を原則1haから<u>0.5haへ緩和</u>する。
- 〇現行の措置を3年間延長する。(令和5年4月1日~令和8年3月31日)
 - ※ 認定民間都市再生事業の施行に伴い取得する建築物等について、一部の要件を見直す。

②国家戦略特区における民間の再開発事業のための土地等を譲渡した場合の特例措置の延長

要望内容

国家戦略特別区域法に基づく、認定区域計画に定められた特定事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置について、3年間延長する。

現 行 制 度

土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

国家戦略特区の認定区域計画に定められた都市計画法の特例などを活用して、公益的施設(バスターミナル等)を含む再開発事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例(軽減税率)が受けられる制度。

税目	措置の内容	
所得税	軽減税率15% ⇒ 10% (課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分は15%)	
住民税	軽減税率5% ⇒ 4% (課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分は5%)	
法人税	5%重課税の適用除外 (ただし、法人税の重課は令和5年3月31日まで停止中)	

要望の目的

大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成によって、世界で一番ビジネスのしやすい環境の創出を図っていく必要がある。

要望結果

〇現行の措置を3年間延長する。(令和5年1月1日~令和7年12月31日)